

## 8章 計画の推進に向けて

この計画の実現のためには、市民、事業者、土地所有者(森林等の土地所有者)、行政との連携と協働により市民がいつまでも誇れ、楽しめる緑と花のまちづくりを実現するため、それぞれの役割を踏まえ取り組んでいくことが必要です。

### (1) 市民の役割

市民1人ひとりができる範囲で、できることから積極的に緑化推進に取り組みます。

緑化活動として公園の整備計画や維持管理に積極的に参加するとともに、身近なところで花や緑に囲まれた住環境を創出していくなどの取り組みがあげられます。

### (2) 事業者の役割

事業者として地域の緑化推進に積極的に取り組みます。

事業所内や周辺の緑化、市民が行う緑化活動への支援など事業者のボランティアとしての緑化活動があります。

### (3) 土地所有者の役割

土地所有者(森林等の土地所有者)は、樹林地がもつ緑の多様な公益機能を理解し、緑地としての良好な管理に努めます。また、他の目的に利用する場合は、緑の基本計画の理念をふまえ、緑の確保等に配慮した土地利用計画に努めることとなります。

### (4) 行政の役割

公園や街路樹などの整備、公共施設における緑化事業の実施と民有地緑化への支援を行います。地域の緑化を推進するための市民や市民団体による緑化活動に対する支援や情報の収集、共有、提供を推進します。

緑づくりを効果的に進めるための組織・体制づくりを図り、また、広域的な調整として国や北海道、隣接する市町などとの連携を強化します。

### (5) 緑のまちづくり条例による推進

緑のまちづくり条例は、市民と行政が一体となって、恵まれた緑を適切に保全すること等を目的として昭和61年に定められました。この条例には市民、事業者、行政の役割や緑保全地区の指定、民間施設における緑化の基準等、また、緑の基本計画を定めることとされており積極的に運用していきます。

本条例には、緑化の推進等に関することについて調査審議するために、緑のまちづくり審議会が設置されており、本市の緑のまちづくりに大きな役割を果たしております。

**(6) 緑のまちづくり基金の充実**

市民とともに緑化を推進し緑あふれる美しいまちづくりを行なう事業に充てることを目的として、平成3年に緑のまちづくり基金が設置されました。

この緑のまちづくり基金について、積極的に宣伝し、市民や事業者の協力を得ながら充実と普及を図ります。緑のまちづくり基金は緑化推進事業に使われており、本計画の緑の軸の骨格をなしている仁別・三島の森約566haは、この基金により取得しました。

**(7) 緑の基本計画の見直し**

緑の基本計画は、緑をとりまく社会情勢や環境の変化等により、必要に応じて見直しを行います。